改　正　後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○　租税特別措置法第31の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日					
	平成15年１月１日～平成15年３月31日	平成15年４月１日～平成16年３月31日	平成16年４月１日～平成17年３月31日	平成17年４月１日～平成19年９月27日	平成19年９月28日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	―	第15号	第16号	第17号	第16号

2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改　正　前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

1　使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31の２第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の３第13項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

○　租税特別措置法第31の２第２項各号の譲渡時期別一覧表

適用条文の内容	譲渡した年月日						
	平成14年1月1日～平成14年12月17日	平成14年12月18日～平成15年３月31日	平成15年４月１日～平成16年３月31日	平成16年４月１日～平成17年３月31日	平成17年４月１日～平成19年９月27日	平成19年９月28日～平成21年３月31日	平成21年４月１日以降
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第７号	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第12号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡）	第８号	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	―
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第９号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第13号
一団の宅地の用に供されるものの譲渡（開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡）	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡（仮換地の指定の効力発生の日から３年を経過する日の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡）	―	―	―	第15号	第16号	第17号	第16号

2　記載要領等

⑴　「届出者」欄の「（旧住所）」及び「（旧姓）」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。

⑵　文面中の〔　〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

改　正　後

1　面

【平成＿＿年分】

譲渡所得の内訳書
（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】

名簿番号

提出＿＿枚のうちの＿＿

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所（前住所）	（　　）	フリガナ 氏名	
電話番号（連絡先）		職業	

※ 譲渡（売却）した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名
（電話　　）

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに１枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
　また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか１枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（３面の「４」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
　……１面・２面・３面（４面の記載は必要ありません。）
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
　……１面・２面・３面（「４」を除く）・４面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨モルタル	（鉄骨）鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

（注）「金属造①」…　軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
　　「金属造②」…　軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

（平成23年分以降用）

H23.11

改　正　前

1　面

【平成＿＿年分】

譲渡所得の内訳書
（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】

名簿番号

提出＿＿枚のうちの＿＿

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所（前住所）	（　　）	フリガナ 氏名	
電話番号（連絡先）		職業	

※ 譲渡（売却）した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名
（電話　　）

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに１枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
　また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか１枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（３面の「４」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合
　……１面・２面・３面（４面の記載は必要ありません。）
- 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合
　……１面・２面・３面（「４」を除く）・４面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木骨モルタル	（鉄骨）鉄筋コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

（注）「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
　　「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

（平成22年分以降用）

H22.11

改　正　後

4　面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5　交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		㎡		・　・	・　・	・　・
		㎡		・　・	・　・	・　・

※　「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
建物		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
④　買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※　買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※　買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6　譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1)　(2)以外の交換・買換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額（F－G）
収用代替		①－③－④	②×F/(①－③)	
上記以外		①－④	(②＋③)×F/①	
短期・長期	所・措・震 条 の	円	円	円

(2)　特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額（J－K）
①≦④		①×20%	(②＋③)×20%	
①＞④		(①－④)＋④×20%	(②＋③)×J/①	
短期・長期	措法 条 の	円	円	円

改　正　前

4　面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5　交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		㎡		・　・	・　・	・　・
		㎡		・　・	・　・	・　・

※　「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
建物		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
④　買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※　買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※　買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6　譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1)　特定の事業用資産の買換え(交換)以外の場合「交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用財産の買換え(措法36の2)など]

区分	特例適用条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額（F－G）
収用代替		①－③－④	②×F/(①－③)	
上記以外		①－④	(②＋③)×F/①	
短期・長期	所・措 条 の	円	円	円

(2)　特定の事業用資産の買換え(交換)(措法37・37の4)の場合

区分	特例適用条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額（J－K）
①≦④		①×20%	(②＋③)×20%	
①＞④		(①－④)＋④×20%	(②＋③)×J/①	
短期・長期	措法 条 の	円	円	円

改　正　後

		一連番号

1　面

平成＿＿年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

住所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は３年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

１　本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1)　本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑪の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	ⓐ 申告書第三表㋐へ	ⓑ

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	④	

(3)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③の金額 ≦ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表㊀へ　円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③）（③の金額 ≧ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㊁へ

（平成23年分以降用）

H23.11

改　正　前

		一連番号

1　面

平成＿＿年分の所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

受付印

住所（又は事業所事務所居所など）		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の12の２（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は３年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

１　本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1)　本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「未公開分」及び「上場分」の⑪の金額の合計額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑨の金額）	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①の金額と②の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	

(2)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	ⓐ 申告書第三表㋐へ	ⓑ

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額（ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	④	

(3)　本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④）（③の金額 ≦ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(2)の記載がない場合には、③の金額を移記してください。）	⑤	△をつけて、申告書第三表㊀へ　円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額（④－③）（③の金額 ≧ ④の金額 の場合には０と書いてください。）（(1)の記載がない場合には、④の金額を移記してください。）	⑥	申告書第三表㊁へ

（平成22年分以降用）

H22.11

改　正　後

2 面（確定申告書付表）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成__年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦の金額）　円	Ⓓ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓔ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（平成__年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧の金額）	Ⓕ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓖ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑦　（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）　円
本年の前年分（平成__年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤の金額）	Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑧　（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ＋Ⓕ＋Ⓗ）	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）	⑩	申告書第三表㉑へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）	⑪	申告書第三表㉓へ（※4）　円	

※1　平成23年分の申告では、「本年の3年前分」は平成20年分、「本年の2年前分」は平成21年分、「本年の前年分」は平成22年分になります（平成19年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成23年分から控除することはできません。）。

※2　平成23年分の申告では、平成22年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。

※3　「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

　また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4　平成20年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成23年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成24年分以後に繰り越して控除することはできません。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○　「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）（⑥－⑩）	⑫	申告書第三表㉒へ　円

※　⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　前

2 面（確定申告書付表）

2　翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分（※1）	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額（※2）	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※3）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成__年分）	Ⓐ（前年分の付表の⑦の金額）　円	Ⓓ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分）　円 Ⓔ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	
本年の2年前分（平成__年分）	Ⓑ（前年分の付表の⑧の金額）	Ⓕ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓖ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑦　（Ⓑ－Ⓕ－Ⓖ）　円
本年の前年分（平成__年分）	Ⓒ（前年分の付表の⑤の金額）	Ⓗ（株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） Ⓘ（分離課税配当所得金額から差し引く部分）	⑧　（Ⓒ－Ⓗ－Ⓘ）
本年分で株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓓ＋Ⓕ＋Ⓗ）	⑨	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書⑫へ	
本年分で分離課税配当所得金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（Ⓔ＋Ⓖ＋Ⓘ）	⑩	申告書第三表㉑へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤＋⑦＋⑧）	⑪	申告書第三表㉓へ（※4）　円	

※1　平成22年分の申告では、「本年の3年前分」は平成19年分、「本年の2年前分」は平成20年分、「本年の前年分」は平成21年分になります（平成18年分以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成22年分から控除することはできません。）。

※2　平成22年分の申告では、平成21年分の申告の「所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の各欄の金額を移記します。

※3　「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

　また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑪の金額（赤字の場合には、0とみなします。）及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」の合計額を限度として、まず株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得金額から控除します。

※4　平成19年に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、平成22年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、平成23年分以後に繰り越して控除することはできません。

3　前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額の計算

○　「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得金額（※）（⑥－⑩）	⑫	申告書第三表㉒へ　円

※　⑫欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署におたずねください。

○　特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署におたずねください。

改　正　後

		一連番号

1 面

平成＿年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

受付印

住所又は事業所事務所居所など		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の13の２第４項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、３年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1　本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。２面の２も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1)　特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面のⒶの金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （ ② ＋ ③ ）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の㋑の金額）	⑤	

(2)　本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≦⑤の場合は０、①＞⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	ⓐ 申告書第三表㋐へ	ⓑ

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	⑧	

（平成 23 年分以降用）

H23. 11

改　正　前

		一連番号

1 面

平成＿年分の所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用）

受付印

住所又は事業所事務所居所など		フリガナ 氏名	

この付表は、租税特別措置法第37条の13の２第４項に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の規定の適用を受ける方が、３年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除するため、又は翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○　この付表は、申告書と一緒に提出してください。

○　本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。

1　本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額（以下「分離課税配当所得金額」といいます。）の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書きます。２面の２も同じです。）

○　「①株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「④特定投資株式に係る損失の金額」及び「⑤上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑧本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1)　特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の「未公開分」及び「上場分」の⑫の金額の合計額）	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面のⒶの金額）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の⑪の金額）	③	
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （ ② ＋ ③ ）	④	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には０と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」１面の㋑の金額）	⑤	

(2)　本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額及び損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①≦⑤の場合は０、①＞⑤の場合は④と（①－⑤）の金額のうちいずれか少ない方の金額）	⑥	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑦	

(3)　本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額

種目・所得の生ずる場所	配当等の収入金額（税込）	負債の利子
	円	円
合　計　額	ⓐ 申告書第三表㋐へ	ⓑ

本年分の損益通算前の分離課税配当所得金額 （ⓐ－ⓑ）（赤字の場合には０と書いてください。）	⑧	

（平成 22 年分以降用）

H22. 11